

参考

分収育林(緑のオーナー) 問題の経緯等について

◇分収育林(緑のオーナー) 制度の仕組み

- 国有林の分収育林(緑のオーナー) 制度は、国民参加の森林づくりを促進するとともに、森林へのふれあいの機会を提供すること等を目的として昭和59年度から始めた制度
- 国と契約者(緑のオーナー) が契約により国有林の樹木(分収木)を共有し育て、契約期間満了時に分収木を販売し、販売代金を分収する制度
- 一般公募による分収育林については、平成11年度以降の新規募集は休止

◇経緯

- 平成19年8月3日以降、これまでに販売した9割以上の箇所を受取額が契約時の負担額を下回っていること、契約に当たりいわゆる元本割れのリスクの説明が不十分であったこと等について一連の報道
- 林野庁内に検討チームを設置し、制度の設計及び制度の運用について検証し、この結果や分収育林制度の仕組みを踏まえ、どのような対応が取り得るのか検討

《これまでの分収結果(H11~H18)》

- 販売箇所数：507箇所(契約者数約1万人)
- 平均受取額：32万7千円/口(契約者の負担額は50万円/口)
- 50万円以上の販売箇所数：27箇所

《契約の実績》

- 契約者数：8万6千人
- 契約口数：10万4千口
- 設定面積：2万5千ha
- 箇所数：4千7百箇所
- 契約金額：約500億円

《立木価格の推移》

- スギ S59年：16,347円/m³→H18年：3,332円/m³(80%減)
- ヒノキ S59年：33,068円/m³→H18年：11,024円/m³(67%減)